

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 証券取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成19年8月28日 |
| 【事業年度】 | 第31期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社タクミナ |
| 【英訳名】 | TACMINA CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 山田 信彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区南船場二丁目4番8号 |
| 【電話番号】 | 06（6271）3971 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 吉田 裕 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区南船場二丁目4番8号 |
| 【電話番号】 | 06（6271）3971 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 吉田 裕 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出しました、第31期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項につき、一部記載漏れがありましたので、当該有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6. コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として、株主をはじめお客様や使用人及び取引先、更には地域社会等全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化することと、企業活動の透明性を確保することを目標にしております。その実現のためにコーポレート・ガバナンスの確立が経営の最重要課題と考えております。

当社では、法令・社会規範・社会通念・倫理あるいは定款・社内規程等の観点から内部牽制が組織全体にわたって機能しているかに重点をおき、適性かつ迅速な意思決定のもと、経営のチェック機能を強化してまいります。更に、株主要求や意見に受動的に対応するのではなく、IR活動等を通じて、当社がどのような考え方を基本にして経営を行っていくのかを積極的に開示し、株主はじめ投資家の皆様に評価していただけるよう努力してまいります。

(訂正前)

(1)～(4) (略)

(訂正後)

(1)～(4) (略)

(5) 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役の選任

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(7) 自己株式の取得の決定機関

当社は、取締役会の決議により、市場取引等により自己株式の取得を行なうことができる旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。